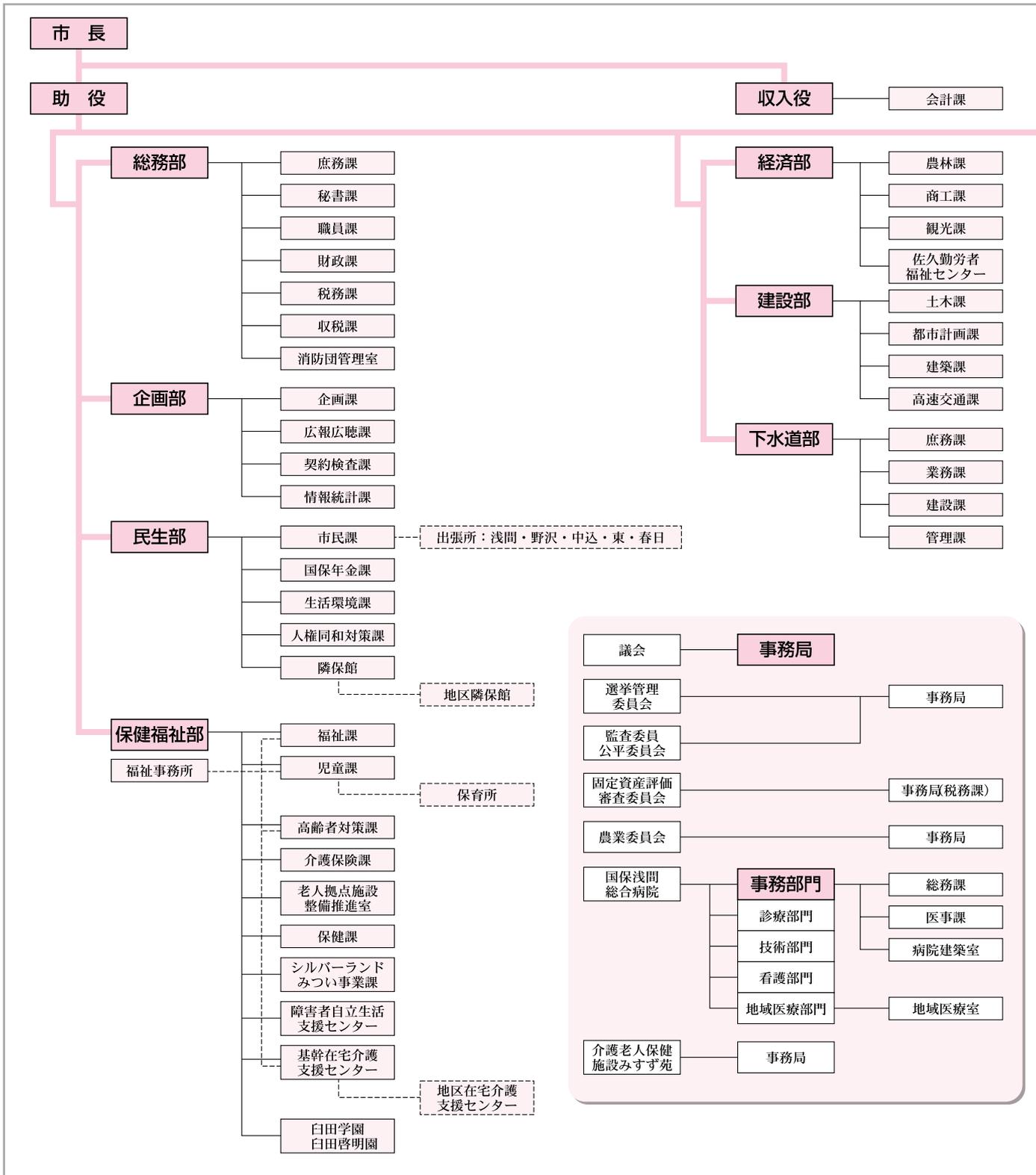


総務関係

1	組織・機構の取り扱い	<p>合併時、調整方針に基づき組織・機構を整備します。支所については、「総合支所的な位置付け」とします。 《各種すり合わせの具体的調整方針》(第2回合併協議会承認)</p> <p>合併後の事務執行に支障がないようにするとともに、次の整備方針により統一を進め、本庁と新支所等 出先機関との連絡調整が速やかに図られる組織・機構とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政サービスを低下させないこと。 2. 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。 3. 簡素で効率的であること。 4. 指揮命令系統が明確であること。 5. 事務事業の統一的、安定的な執行に十分配慮したものであること。
---	------------	---

新市の組織図 (概要)



第9回合併協議会が開催されました。

7月16日、第9回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議し、承認を受けるもの55項目」協議会に報告し、承認を受けるもの393項目、合計448項目が協議、承認されました。

今回、承認されました「協議会で協議し、承認を受けるもの55項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。
*詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

*部課単位 *施設については、合併時まで位置づけを検討する。 *各部課等の名称は仮称です。

この組織図を基本として、事務事業のすり合わせ調整案の内容を考慮して整備します。

